

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 土砂災害警戒区域の指定

〃

〃

### 【公告】

○ 国土調査の成果の認証

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

○ 県営土地改良事業計画の縦覧

○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧

〃

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

○ 落札者等の決定

### 【公安委員会】

○ 警備員等の検定等に関する規則第二条の表の六の項の上欄の規定による岡山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務

防災砂防課

〃

県民生活交通課

経営支援課

耕地課

〃

〃

〃

建築指導課

〃

用度課

生活安全企画課

## 目次

担当課（室）

# 平成27年2月17日 岡山県公報 第11661号

## ◎岡山県告示第七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、総社市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇八K清音軽部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音軽部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K清音黒田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K赤浜〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K井尻野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K井尻野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K奥坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K奥坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K久代〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K久代〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K下原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年2月17日 岡山県公報 第11661号

二〇八D山田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D秦〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D西阿曾〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D久米〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八K西郡〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K地頭片山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

# 平成27年2月17日 岡山県公報 第11661号

二〇八D山田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D地頭片山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D西郡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八J清音三因〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇八J中尾〇〇一	地滑り	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

# 平成27年2月17日 岡山県公報 第11661号

## ◎岡山県告示第七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、井原市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇七K青野町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K青野町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K青野町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K青野町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K青野町〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K青野町〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K青野町〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K青野町〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K青野町〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K井原町〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K上稲木町〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K神代町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K神代町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K下出部町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K下稲木町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年2月17日 岡山県公報 第11661号

二〇七K下稲木町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K下稲木町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇三二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇三三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K高屋町〇三四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K西江原町〇四一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K野上町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K野上町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K野上町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K野上町〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K野上町〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K野上町〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K野上町〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K稗原町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K東江原町〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町大倉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町西水砂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町西水砂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町西水砂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町東水砂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町東水砂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K美星町東水砂〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七D青野町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇七D青野町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇七D青野町〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇七D井原町〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇七D井原町〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇七D井原町〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇七D井原町〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇七D井原町〇〇九	土石流	次の図のとおり

平成27年2月17日 岡山県公報 第11661号

二〇七D 井原町〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇七D 井原町〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇七D 岩倉町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇七D 上出部町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇七D 上出部町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇七D 上稲木町〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇七D 木之子町〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇七D 神代町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇七D 神代町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇七D 神代町〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇七D 神代町〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇七D 神代町〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇七D 神代町〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇七D 笹賀町〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇七D 笹賀町〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇七D 下出部町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇七D 下出部町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇七D 下出部町〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇七D 下稲木町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇七D 下稲木町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇七D 下稲木町〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇七D 下稲木町〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇七D 高屋町〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇七D 高屋町〇二〇	土石流	次の図のとおり
二〇七D 高屋町〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇七D 高屋町〇二二	土石流	次の図のとおり
二〇七D 高屋町〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇七D 高屋町〇二四	土石流	次の図のとおり
二〇七D 高屋町〇二五	土石流	次の図のとおり
二〇七D 高屋町〇二六	土石流	次の図のとおり

二〇七D西江原町〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇七D西江原町〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇七D野上町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇七D野上町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇七D門田町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇七D美星町東水砂〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇七D芳井町築瀬〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇七D芳井町吉井〇〇九	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域維持管理課に備え置いて縦覧に供する。



# 平成27年2月17日 岡山県公報 第11661号

## ◎岡山県告示第七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、新見市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二〇K神郷下神代〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇J大佐小阪部〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J大佐上刑部〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J神郷下神代〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J神郷下神代〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二二〇J神郷油野〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J神郷油野〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二二〇J神郷油野〇〇三	地滑り	次の図のとおり
二二〇J哲西町大竹〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J哲西町大野部〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J哲西町大野部〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二二〇J哲西町大野部〇〇三	地滑り	次の図のとおり
二二〇J哲西町大野部〇〇四	地滑り	次の図のとおり
二二〇J哲西町大野部〇〇五	地滑り	次の図のとおり
二二〇J哲西町矢田〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J哲西町矢田〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二二〇J金谷〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J金谷〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二二〇J唐松〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J唐松〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二二〇J草間〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J草間〇〇二	地滑り	次の図のとおり

二二〇J正田〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J千屋〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J千屋井原〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J千屋花見〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J豊永佐伏〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J西方〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J法曾〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二〇J法曾〇〇二	地滑り	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部新見地域維持管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年2月17日 岡山県公報 第11661号

〔六〇〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十七年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
倉敷市	平成二十四年五月	倉敷市 地籍図及び 地籍簿	児島小川二丁目の一 部、児島小川三丁目の一 部	平成二十七年二月六日
倉敷市	平成二十四年四月	倉敷市 地籍図及び 地籍簿	中央二丁目	平成二十七年二月六日
新見市	平成二十五年五月	新見市 地籍図及び 地籍簿	哲多町宮河内の一 部	平成二十七年二月六日
新見市	平成二十六年八月	新見市 地籍図及び 地籍簿		

〔六一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）ドラッグコスモス落合店  
所在地 真庭市開田字東沢三二八番二ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社コスモス薬品  
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階  
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社コスモス薬品  
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階  
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十七年十月六日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千八百六十七平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の収容台数 七十八台  
(2) 駐輪場の収容台数 二十四台  
(3) 荷さばき施設の面積 七十八平方メートル  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十三・五立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前十時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

平成二十七年二月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年二月十七日から同年六月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部商工観光課

# 平成27年2月17日 岡山県公報 第11661号

(六二)土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、  
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し  
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 事業及び地区名

県営土地改良事業(かんがい排水 錦六区地区)

## 二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(かんがい排水 錦六区地区) 計画書

## 三 縦覧の期間

平成二十七年二月十七日から同年三月十日まで

## 四 縦覧の場所

岡山市役所

## 一 事業及び地区名

県営土地改良事業(用排水施設整備 秋芳川地区)

## 二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(用排水施設整備 秋芳川地区) 計画書

## 三 縦覧の期間

平成二十七年二月十七日から同年三月十日まで

## 四 縦覧の場所

岡山市役所

## 一 事業及び地区名

県営土地改良事業(かんがい排水 笠岡湾干拓第二地区)

## 二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(かんがい排水 笠岡湾干拓第二地区) 計画書

## 三 縦覧の期間

# 平成27年2月17日 岡山県公報 第11661号

四 平成二十七年二月十七日から同年三月十日まで  
縦覧の場所  
笠岡市役所

一 事業及び地区名  
県営土地改良事業（用排水施設整備 入江地区）  
二 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（用排水施設整備 入江地区）計画書  
三 縦覧の期間  
平成二十七年二月十七日から同年三月十日まで  
四 縦覧の場所  
笠岡市役所

一 事業及び地区名  
県営土地改良事業（ため池等整備 入佐古池地区）  
二 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（ため池等整備 入佐古池地区）計画書  
三 縦覧の期間  
平成二十七年二月十七日から同年三月十日まで  
四 縦覧の場所  
赤磐市役所

〔六三〕 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（ため池等整備 坂根池地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 坂根池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十七年二月十七日から同年三月十日まで

三 縦覧の場所

倉敷市役所



〔六四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（ため池等整備 片岡新池地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 片岡新池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十七年二月十七日から同年三月十日まで

三 縦覧の場所

岡山市役所

〔六五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（ため池等整備 明見谷池地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 明見谷池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十七年二月十七日から同年三月十日まで

三 縦覧の場所

倉敷市役所

〔六六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下林字中林二七二一、二七二一 地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市二宮六五四―四

株式会社イシンホールディングス

代表取締役 石原 宏明

三 許可番号

岡山県指令建指第一七九号

〔六七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十七年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下林字中林二七二一、二七二一―地先水路

二 公共施設の種別

道路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市二宮六五四―四

株式会社イシンホールディングス

代表取締役 石原 宏明

五 許可番号

岡山県指令建指第一七九号

# 平成27年2月17日 岡山県公報 第11661号

〔六八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 六一五式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十六年十二月十七日

四 落札者の氏名及び住所

KDDI株式会社

岡山市北区下石井二丁目二番五号

五 落札金額

四二、五〇二、一五八円（うち消費税額及び地方消費税の額三、一四八、三〇八円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成二十六年十一月七日

# 平成27年2月17日 岡山県公報 第11661号

## ◎岡山県公安委員会告示第二十七号

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第二条の表の六の項の上欄の規定により、岡山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の上欄に掲げる路線に応じ、同表の下欄に掲げる区間において行うものとし、平成二十七年十月一日から施行する。

なお、平成十八年岡山県公安委員会告示第六十二号（警備員等の検定等に関する規則第二条の表の五の項の上欄の規定による岡山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）は、廃止する。

平成二十七年二月十七日

岡山県公安委員会

路 線	区 間
一 一般国道二号	岡山県の全域
二 一般国道五三号	岡山県の全域
三 一般国道一八〇号	岡山県の全域
四 一般国道一八一号	岡山県の全域
五 一般国道二五〇号	岡山県の全域
六 一般国道三一一号	岡山県の全域
七 一般国道三七四号	岡山県の全域
八 一般国道四二九号	岡山県の全域
九 県道岡山児島線	岡山県の全域

十五 県道水島港唐船線	十四 県道清音真金線	十三 県道可真上山陽線	十二 県道岡山赤穂線	十一 県道岡山港線	十 県道倉敷玉野線
岡山県の全域	岡山県の全域	岡山県の全域	岡山県の全域	岡山県の全域	岡山県の全域